

八、或、既ニ同スル規定ハ、全額ニ同スル規定、七、代表者其他役員ニ同スル規定、
 八、組合費其他会費ニ同スル規定、九、組合規約ノ変更ニ同スル規定、
 第四條 労働組合ニ対シテハ諸税ヲ賦課セズ
 第五條 准備者又ハ其代理人ハ労働者才労働組合ノ組合費タルノ故ヲ以テ之ヲ
 解雇スルコトヲ得ズ

准備者又ハ其代理人ハ労働者才組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退
 スルコトヲ准備条件ト為スコトヲ得ズ

第六條 准備者又ハ其代理人ハ労働組合ノ役員又ハ組合員ヨリ被准備者ノ労働条
 件ニ関スル交渉ノ申上ヲ受ケタルトキ正当ノ理由アルニアラザレバ之ヲ
 拒ムコトヲ得ズ

第七條 労働組合ガ准備者又ハ准備者団体ト結合、時間其他ノ労働条件ニ関シ
 労働協約ヲ締結シタル場合ニ於テ協約ノ條項ニ違反スル准備者及組合員
 間ノ准備者又ハ其役員又ハ組合員部分ニ限り無効トシ無効ナル部分ハ協約ノ
 條項ヲ以テ之ニ代フ。

第八條 准備者ハ同盟罷業ニヨリ被苦ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其組

第九條 労働組合ハ、役員又ハ組合員ノ罷業ニ際シテ、労働者代表者ノ同意ヲ得テ、目的ヲ
 以テ罷業ヲ為シ得ルノ旨ノ決議ヲ為シタルノ故ヲ以テ、之ヲ為シ得ルコトヲ得

第十條 第十四条以上ノ規定年者又ハ歳次ノ女子ガ労働組合ニ加入シタルトキ
 ハ、其代理人又ハ其役員又ハ其組合員ノ同意ヲ得テ、之ヲ為シ得ルコトヲ得

第十一條 労働組合解散シタルトキハ、其代表者ハ之ヲ地方長官ニ届出ズルヲ要ス
 第十二條 第五條第六條ノ規定ニ違反シタルモノハ、本条以下ノ規定ニ依リ、罰金十圓又

健康保険法改正要求の件

主 文

中央執行委員会提出

理 由

本大会は左の如き諸点に關シ健康保険法の改正を要求す。その要綱左の如し
 現行健康保険法があまりに於て不備不完全にして労働者の真実の要求に添
 はざるものが甚だ多い。健康保険法本来の目的達成のために左にかゝる改正